

## 第56回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成25年10月31日（木） 15:00～17:00

場 所： 第2水産ビル 3階 3G会議室

出席者：

（委員） 井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

本日は、皆様方の任期最後の委員会になります。次期委員会への引き継ぎ事項も含めまして6回目の答申に向けたご審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、井上会長、議事をよろしくお願いいたします。

（井上会長）

お手許に配布されております議事次第に沿って進めたいと思います。

それに先立って、先程、局長からお話がありましたように本日は、現委員会としては最後の委員会となりますので、本委員会として区切りをつけるものはしっかりつけるということで、引き継いでいかなければいけないものは、それはそれとしてしっかりとした区分けをしながら進めて参りたいと思っております。

本日の議事の流れです。議事次第にありますように、まず、「分野別審議について」ということで、前回にご議論いただきました「高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」、「北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲」、更に、もう一つ先に進んだ「答申案について」ということで、第3種旅行者に係る一部の権限移譲、更に、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化をご審議いただきます。

最後に、先程申し上げましたけれども、本委員会として次期委員会への申し送り事項を整理しながら進めてまいりたいと思います。

本日の委員会は、17時を目途に進めてまいりたいと思いますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

本日の議題に入るに当たって、まず前回委員会の審議結果について簡単に確認したいと思います。

事務局で席上配布資料として概要がまとめてある。これは、前回に皆さん方がご議論をされて、こういうようなものが必要なのではないかというご提言等々があったのだと察します。席上配布資料に基づいて若干の整理をしておきたいと思います。

前回の委員会では、最初に事務局から、「国から地方への事務・権限の移譲等」についての報告があって、国が、本年夏頃までに地方公共団体への事務・権限の移譲等に係わる見直し方針を取りまとめるということが正式に決定されたというようなことがありました。

次に議事(2) 分野別審議、3項目について分野別審議を行ったということです。その結果については、その次のページにありますけれども、資料1の一覧表のとおり、「No.5 高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」、「No.6 北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲」の2項目については、事務局の方で答申の可否を判断するために必要な情報の収集整理を行った上で、更に分野別審議を継続するということとされ、「No.11 鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務」については、一旦検討を終了するというにされました。

議事(3) 整理案ということでございますけれども、2件。「No.1 第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」、「No.7 商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化」につ

いての整理案の審議を行った。

いずれも答申案として審議すべきだということでした承されたということです。

前回の審議結果は、以上のものであります。よろしいでしょうか。

それでは、具体的に議事(1)に入っていきたいと思えます。(1)にある2項目について分野別審議に入っていくことにいたします。

これら2項目とも前回委員会で一度、分野別審議を行っていますが、その際に委員の皆さん方からいただいた質問・意見等々を踏まえ、答申に向けてその適否を更に検討していく必要があることから、本日2回目の分野別審議を行うということになります。

その進め方についても、前回と同様に2項目を一括して審議するのではなく1項目ずつ審議を進めてまいりたいと思えます。

やり方ですが、事務局から検討事項に関する説明を受け、それについて委員の皆様方からの質疑・意見の交換等を行っていただき、その項目について一定の結論を得てから次の検討項目の審議に入っていくということにしたいと思えます。

それでは、事務局から(1)分野別審議について、「高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」について説明をよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、「高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」につきましてご説明をいたします。

最初に、前回の委員会におきまして議論された内容と、それを踏まえましての今回の説明に至るまでの経過を簡単に整理させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。

横長の表でございますけれども、左上、高さが13mを超え、主要構造部に木材を用いている、いわゆる高層木造建築物は、耐火建築物としなければなりません。

耐火建築物の要件は、その下の矢印ですけれども、大きく分けて2つございます。左側ですが、レギュラーのパターンでございます。主要構造部を耐火構造とすること。もう一つが、右側ですけれども、簡単に申し上げますと、建築基準法に定める耐火構造の基準には当てはまりませんが、耐火構造に相当するものとして国土交通大臣が認定した場合でございます。いわば、例外的なパターンでございます。

提案された方のアイディアは、この右側の例外的なパターンに係ります国土交通大臣の認定権限の移譲でございました。

しかしながら、この認定の件数につきまして国土交通省に確認しましたところ、全国で年間10件程度と非常に少ない。しかも、その10件というのは、首都圏に限られております。

また、認定の前提といたしまして、その認定の申請をする前に指定された機関において性能評価の試験というものを受けることになっております。この性能評価をする機関が北海道内にはないという状況でございます。

こうしたことから移譲を受けましても北海道で事例が生じる見込みは極めて低い。移譲の効果も生じないのではないかということで、前回の委員会におきましてこのような話が建設部の職員から説明されました。

一方、左側のレギュラーのパターンです。主要構造部を耐火構造とするというもの。耐火構造に関しましては、道総研で性能評価ができます。主要構造部のうち壁だけではありますけれども道総研で性能評価ができます。この耐火構造につきましても国土交通大臣に認定権限がございます。

そうであるならば、この権限を移譲して、性能評価から認定まで道内で完結できるようにしてはどうか。道内で完結できるようになれば新たな需要が生まれるのではないかといったご意見が委員の皆様から出されました。

こうした議論を経て、委員の皆様から宿題といえますか、3点、次の委員会に向けて調査をして

くださいということがありました。

その3点のうち1点目は、ニーズとマーケットの話でございました。耐火構造の認定や性能評価に係るニーズの状況がどうなっているのか。また、そのマーケットの大きさはどのくらいなのかというものを調査されたいということでもございました。

2点目としまして、諸外国の状況なのですけれども、スウェーデンですとかフィンランドですとか、木造建築が進んでいる国になるのですけれども、そちらは何故、木造建築が進んでいるのかという理由、更には、日本の建築基準や耐火性能評価との違い、こういったものを調査してはどうですかということでもございました。

3点目としまして、私ども道庁の建設部に出された宿題なのですけれども、このアイデアを生かして道州制特区提案に繋げるような何か案はないでしょうか。そういった検討をされてはどうでしょうかということでもございました。

本日は、いただいた3点の宿題につきまして調査結果などについてご説明させていただきます。その後、委員の皆様からご意見・ご質問をいただきながら検討の道筋を探っていければと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、宿題の1点目でございますニーズとマーケットの状況でございます。資料2の3ページをご覧くださいと思います。

前回の委員会では、耐火構造の認定や性能評価に係るニーズのマーケットの状況に関しまして、耐火の構造材を造っているメーカーですとか建設会社に調査をしてはどうかというご意見がございました。ただ、そうした業者は、調べてみましたところ非常に多くございます。その一方、新たな構造材の認定ということで、レアな内容です。

そうしたことから聴取すべき会社の絞り込みをするだけの材料に乏しいという事情がございます。そこで、道内で唯一、性能評価業務を行っております、左側の関係機関名のところにあるのですが、北方建築総合研究所。これは、道総研の中にある組織の一つでございます。旭川市でございます。まず、こちらに伺ってまいりました。それと林産試験場です。木材製品の研究開発を行っております。これも道総研の中にある組織の一つでございます。同じく旭川市でございます。この2つの機関からニーズやマーケットの状況、性能評価業務の実態、さらには認定権限の移譲に対するご意見などを現地に出向いて直接話を伺ってまいりました。その内容でございます。

まず北方建築総合研究所。略して、北総研ともいうのですけれども、ニーズやマーケットの状況でございます。防耐火構造の性能評価試験の件数ですが、最近10年間では、年間4件から8件で推移している。そして、申請者の多くは道外企業であるということでもございました。

道外企業、厳密にいきますと、道内に支社のある本州企業が、本州にある本社の指示によって申請をしているというのが非常に多いということでした。更に、最近2年間は道内企業からの申請はないということです。

本州企業からの申請が多い理由としましては、3つ目の・印、製品開発というのは大手メーカーが長けており、設備や技術の面で整っているということで必然的にそちらの方からの申請が多くなるということでもありました。

また、東京にある性能評価機関というのは、非常に混んでいるということです。東京では、半年待ち、1年待ちということもあるそうです。その影響から本州の業者は、北海道の機関で評価してもらった方が早いだろうということで、そういう使われ方をしているというお話もございました。

道内企業からの評価申請が少ないのは、技術的にも体力的にも、なかなか新製品の開発に投資できないという事情もある。更には、逆に新製品を開発しなくとも既存の製品によって対応できているということも考えられるということでもございました。

このように道内企業からの評価申請が少ない状況ではありますけれども、現在、北総研で評価を行っている壁に加えまして、柱やはりや床など評価できる項目を仮に増やしたならば、需要の掘り起こしに繋がるのではないかと、などというお話しも併せていただいたところであります。

ただし、下から3行目なのですけれども、評価項目を増やすには新たに耐火炉を設置しなければなりません。この耐火炉といいますのは、柱やはりや床、それぞれに専用の耐火炉を設置しなければならないということでした。ですので、相当の設備投資が必要になる。更には、その評価に精通した人材の確保も大変重要なものとなってくるというお話をいただきました。

続きまして北方建築総合研究所のメリット・デメリットでございます。

最初の・印です。性能評価から認定まですべて北海道内でできることになれば、それまで認定申請のために東京に出向いておりましたけれども、その必要はなくなります。手続きが道内で済ませられるようになるというメリットがございます。

ただし、性能評価試験を受けるのは道外企業がほとんどであるというのが現状です。ですので、道内で仮に手続きが完結することになりましてもメリットは生じるのだろうかというご意見もあったところです。

次に、林産試験場のお話しです。ニーズやマーケットの状況です。まず、道内に高層木造建築物は、そもそも無いというお話しでした。北海道というのは、雪が多く、寒さが厳しいため高層の木造建築という選択が無いのではないかと。高層にするならば木材ではなく、たとえば鉄骨を使うのですとか、逆に木材にこだわるならば、高さではなく横に広げて木造の建築物を造るのですと。そういう傾向が強いので、北海道では高層木造建築物というものに限定すれば、ニーズというのは難しいのかなということでもございました。

2つ目の・印です。高層木造建築の需要を起こすならば、まず北海道と企業が共同研究するなどして新たに木材の製品開発をする。そういうところから始めるべきではないかと。道内には、そうした技術を持った企業はない。また、企業側が単独でやるにも体力的に困難であるという説明を受けました。

こうしたことから高層木造建築に限定すれば、新たなニーズは生じにくく、認定権限を移譲されましても申請が増えるとは考えにくいということでもございました。

次に林産試験場のメリット・デメリットです。林産試験場からは、木材産業の振興という観点からのご意見でもございました。

1つ目の・印、認定権限の移譲により、認定に要する期間が短縮される可能性はあります。そういうメリットは考えられますけれども、認定を受けるまでに最も時間を要するのが性能評価である。これが認定を受けるまでの最大の山になる。従いまして、性能評価機関の設備や人材などが充実されなければ木造建築の活性化や木材産業の振興には結びつかないということでもございました。

なお、道が移譲を受けることによるデメリットは特にないかもしれないとしつつも、ニーズがそこに結びつくのか、メリットは生じるのかという点では疑問符がつきますね、ということでもございました。

以上でございます。

続きまして、2つ目の宿題でもございました諸外国における木造建築物の状況について説明いたします。

これは、北方建築総合研究所と林産試験場にお話しを伺ってきたほか、木造建築に関する防火や耐火についての研究をされている方が発表しました報告書ですとか、講演された資料などに基づきまして、資料2の8ページに整理させていただきました。

最初に、国別木造建築の建設可能階数でございます。

日本は、4階が上限であるのに対しましてスウェーデン・ノルウェー・デンマークは、要件を満たせば階数に制限はない。実際にスウェーデンでは、8階建ての木造マンションが存在しております。

また、イギリス・スイス・カナダも日本の基準を超える設定となっております。こうした、いわば木造建築の先進国は、国として木造建築の推進に取り組んできた経緯がございます。

その一例ですけれども、「諸外国における木造建築推進の取組等」ということです。代表的なも

のとしましては、北欧諸国では、1990年代半ばから木造建築物の火災安全性を確保するための新しい火災設計技術の開発を推進するとともに規制緩和を進めてきたということでございます。

また、次の・印、各国の政府は、雇用の拡大、輸出の増加、国内産業の発展、エコロジーといった観点から木造多層住宅の援助を行ってきた。資金面でもそうですし、技術面でも国をあげてやってきたということです。

これに対しまして日本は、2000年に建築基準法が改正されました。平成12年です。建築基準法の改正によりまして耐火建築物に要求される性能を明確化しました。それによって木造であっても、所定の性能を確保することで耐火建築物として整備することが可能となったところでございます。

下にまいりまして諸外国の性能評価の状況です。

まず、日本の木造大規模建築物の耐火認定に係る性能評価ですが、炉の中で3時間燃焼し、さらに消火後3時間崩壊しないことが要求される。

これに対しましてヨーロッパや北米諸国では、消火後3時間に関する項目はない。つまり日本の性能評価の基準の方が諸外国に比べて非常に厳しい内容になっているということであります。

もう一つの○印、「スウェーデンでは」というところです。スウェーデンでは、構造部の遮熱性能を評価するアディション・メソッドという方法があります。これは、日本の耐火性能評価方法に比べますと簡易なものではありますがけれども、木造耐火構造の開発や断熱壁体の耐火性能を評価する上で、スクリーニングの手段としては優れた方法。要は、まず選別する、第一段階でふるいにかける。そういう方法としまして非常に優れている。いわば手軽に、迅速にできる方法だということ、これが耐火性能評価の普及に繋がっているものと考えられます。

3つ目の宿題でございます。建設部に対しまして、このアイデアを生かして道州制特区提案に繋げるような案はないか検討されたいということでもございました。

こちらは、資料はございません。また、本日建設部の担当職員は、国の会計検査の対応がありまして出席いただけませんでした。そこで、事前に建設部の担当職員から直接話を聞いてまいりました。その内容を申し上げます。

まず、元々の提案でありました高層木造建築物という部分での認定権限の移譲です。最初にお話ししましたとおり性能評価機関が道内に無い。仮に道で移譲を受けたとしても手続きは道内で完結しませんので、なかなかメリットは出てきませんということでもございました。

ならば、手続きが道内で完結するというところに主眼を置いて考えてみたらどうなのでしょうかと話になりました。つまり、道内で唯一の性能評価機関であります北総研。この北総研で実施できる性能評価試験についての認定権限を受けるということであれば、手続きの迅速化などのメリットが考えられる。そのあたりは建設部の方も、そうですねということで、理解を示めされたということでもございます。

そこで、北総研が実施できる性能評価試験について、資料2の5ページをご覧ください。簡単にどんなことができるのかをお話ししたいと思います。

5ページの上に、■印で「業務の範囲」というところがございます。

左側に種類という欄があります。大きく分けて3種類が記載されております。

まず、防耐火構造及び防火設備というところです。一番上の法第2条第7号の耐火構造です。これが、高層木造建築物に係る、最初にレギュラーパターンですとお話しした部分の耐火構造です。ここで壁の部分だけ性能評価ができます。

北総研では、耐火構造以外にも各種の性能評価を行っております。壁については、耐火構造の他、その下にいきまして準耐火構造、防火構造、準防火構造に関しても評価を行っております。これらはいずれも国土交通大臣の認定権限が存在しております。

なお、耐火と防火でございますけれども、耐火は、その建築物自身の火事に対する性能でございます。防火というのは、その建築物の廻りからの火事に対する性能ということでもございます。性能的には、耐火の方が上です。防火よりも耐火の方が性能的には上であるということです。

また、上から4段目ですけれども、耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能というものがございます。この遮炎というのは、文字の通りですけれども、炎を遮るということです。炎を遮るということですので、開口部の火災の遮断性能を判定するものである。開口部ですので、具体的に言いますと、窓ですとかドアということになります。こういったものの性能評価も行っております。

次に、3種類ある内の2つ目が防火材料ということでございます。不燃材料・準不燃材料・難燃材料と3つに区分されております。加熱に耐える性能の高い順に上から不燃・準不燃・難燃となっております。

不燃材料の主なものは、鉄ですとかコンクリートですとかガラス、準不燃や難燃材の主なものは石膏ボードや薬剤を注入した木などです。

これらの防火材料につきましても国土交通大臣の認定がございます。

3つ目といたしましてホルムアルデヒド発散建築材料です。ホルムアルデヒドとは、建築資材などに含まれている化学物質の一つでございます。目や呼吸器に影響を及ぼす恐れのある物質でございます。こちら発散速度に応じて3段階の基準で評価されているところでございます。

この防火材料ですとかホルムアルデヒドというところに行きますと、高層木造建築物というところからは、離れてしまうことになるのですけれども、その辺りも含めましてご説明させていただきました。

以上でございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

前回の委員会で3点程の宿題が出されたということで、ニーズとマーケット、諸外国の状況、建設部に対する宿題というようなことでもかなり仔細に説明がありました。

先生方から只今の説明等に関しましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(河西副会長)

詳細なご説明をありがとうございました。

前日も建築総合研究所に可燃に係る耐火認定機関であるということから権限を移譲したらどうかということに対して建設部からは、どちらかというネガティブな反応が返ってきたので、こういうような情報を何となく察しをしたところです。

ところで伺いたいことがあります。

前回、建設部とのやりとりの中で、内装材や何かに関しては、木や何か使えるという話が出ていたと思っております。そういったものと耐火・防火といったところでの関連性で、それに係る認定権限が国土交通大臣にあるのであれば、そういったものを北海道に持ってこられないかというのが一点。

二点目として、資料の5ページに出ていた防火材料とかホルムアルデヒド発散建築材料に関しては、元々の提案者の主旨とは外れますけれども、こういったものの認定権限を北海道が持つことによって、実際どのくらいの効果があるのか。すなわち、前回調べていただいたニーズとマーケットに関しては、防火材料・ホルムアルデヒド発散建築材料に関しては、どうなのかということの二点をお伺いしたいと思います。

(事務局)

他県の事例を見ますと、いわゆる木であっても現し、表面に出すときに防火性能・耐火性能がないとすぐに燃えてしまいますので、ある程度耐えられるものでなければいけない。そういったものに、燃えないように薬剤を注入して、指定性能評価機関の性能評価を受けた後に国の認定を受けて

いるという事例。難燃・準不燃とか不燃、こういった事例はあると伺っております。

北総研の方では、これまで、木材に関して評価した事例はないということを知っております。

先程言いました石膏ボードなどは評価をしております。これからそういったものを、林産試験場でも事業者と一緒に研究していきたいという意識がございますので、あくまで将来に向かっての可能性という意味ではあるのですが、現実に何件というような数字は出てきていないという状況です。

(事務局)

補足になりますけれども、旭川駅の木の内装材は、本州の機関で性能評価をしてもらったものということですが

下川町の役場も木で内装をやっているのですけれども、そこも本州での評価を受けた物を使っているということなので、道内企業でもそういうものを目指すとすれば北総研でも可能だけでも、今のところ北総研で評価した事例はないということです。

(事務局)

防火材料の不燃性能につきましては、先程木というのはないのですけれども石膏ボードですとか、年間、少ない年はゼロなのですけれども、多い年は7件。平成21年度に7件というのが一番多くございます。これは、北総研でやった評価です。

ホルムアルデヒドにつきましては、平成16年度に2件ございました。その後は、1件もございません。

そのような状況になっております。

(菊池委員)

確におっしゃるとおりなのだろうと思います。

僕も色々調べてみたのです。僕が調べたのは、フィンランドは、林業がGDP換算で8%です。日本は、0.03%です。1ha当たりの地区材料は、日本の方が高いのです。前回の説明で数字を間違えたのですけれども、カラマツの賦存量は、日本全国の7割が北海道なのです。そう考えたときに、果たして今の話は政策ベースで考えているのか。

前にも太田委員が言われていたように、今後のビジネス展開などを考えたときに、一番穴があいているのは、もしかしたらこのジャンルかもしれない。

今、河西副会長が言われたように、他のジャンルのものについても一度、復習してみて、それこそ北海道らしい特区のネタがあるかもしれない。今の主旨と離れてしまうので大変申し訳ないという気持ちもあるのですが、林業の話は九州と北海道、四国がビジネス化できることが日本の林業を救うという活動を私はしております。そういう意味では、今のような話で、0.03%のGDPで、林業従事者は5万人しかいない。ご承知のように農業は250万人です。漁業者は20万人です。林業者は5万人。でも、国土の68%が緑です。その構造が最終的に消費される人間の製品開発の少なさと行き場のなさがあると思います。

確におっしゃるとおりだと思います。ただ、それをどういうふうにか考えるのか。今のような特区の構造がないから需要が出てこないのかもしれないし。そこのところは、今ないからいいのかというような感じのこともあって、もう少しバランスを考えてみたいなと思いました。

(太田委員)

私は、道の独立行政法人の札幌大の評価委員をさせていただいて、こういった研究機関のことに係わっています。独立採算性というものを考えようということで議論がされていると思います。

こういった権限が北海道に移譲された場合、研究機関なども収益といいますか、そういったものに関しては良い種というか、一つのコンテンツとしては有効だと考えていいものかどうか。そのあ

たりはどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

私は、主権局の前は、医大の方ではないのですが、道総研の運営支援室の参事をやっておりました。そのときの経験からいいますと、収入の元としては、研究機関としては目標を立てて、中期目標という中で何件以上ということによって収入が入ってきますので、何件以上性能評価をやるというふう目標を立ててやっています。もし北海道が受けることによって、うまくPRしていけば、北海道でできるとなって、道内企業なり、道外支社でもいいのですけれども、PRして性能評価の件数が増えていけば、北総研の収入も増加すると思います。

(太田委員)

前回、建設部の話では、件数が少ないので権限が移譲されても効果が見込めないという話でした。

今回、特にホルムアルデヒドに関しては、特に女性は大変敏感で、そういったものみに注目して家を選ぶ、建てるということが増えてきているので、実は、時流に乗っているものではないかというように、これを拝見して思いました。

確かに壁だけしかできないということであれば、ニーズとかマーケット的にどうなのだろうということを実況、建設部でお考えになるのはしょうがないかなと思ったのです。今回、北総研のほうで3種類、調査できるというものがあるのであれば、東京以北は北海道だけと考えていいのであれば、今、件数が少ないからということではなく、是非、権限を北海道に持ってくるということによって前向きな話をさせていただければいいかなと感じました。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

質問ですが、先程事務局から説明があったときに、1年あたりに何件だとかあったけれども、たとえば、それぞれの評価なりをやるときに、1件あたりどれぐらいの時間がかかるのですか。それぞれの評価によって違うかもしれないですが。

年間3本だったら、1件に100日かけてやっているわけではないでしょう。

(事務局)

基本的には、年間6件、7件ぐらいが限度だという話はしていました。

(井上会長)

それは他の仕事の兼ね合いで。

(事務局)

それもそうですし。

(井上会長)

つまり年間、どうしても6件しかできないということになると、これでもっと増えたら、要するに、ものすごい検査の設備とか検査評価をする人材を増やしていかなければいけないということになるのですか。

(事務局)

そうです。

人のほうは必要になるという話は伺いました。

ただ、6件～7件というのは、壁の耐火性能の話でありまして、不燃材料ですとかホルムアルデヒドは、まだ余裕があるという状況ではありまして。

(事務局)

壁の耐火構造というのは、炉の中に壁を入れて周りで燃焼させるということをやるので、1回にできるのは、とにかく一つのを何時間とか、何回か材料を変えてやるということになるので、物理的に多くできないのです。

ところが、耐火材料のものですとそれほどの設備を使って、大きな炉を使ってやるわけではないので、まだできるということだと思います。

(井上会長)

そのようなことを事実として受け止めた場合に、これから需要が増えてくると、1件あたりになんかのコストがかかっているわけだから、それに対する、たとえば人員とか予算というようなものも合わせて要求していかないと、それには、確たる根拠がなければ鉛筆書きでパッと持って行くわけにはいかないのです、そういうものと抱き合わせで要求するのだったら要求していかねばいけませんと思うのです。

(事務局)

ただ、性能評価をする機関、要は北総研の部分というのは、国の権限移譲とは関わらないのです。知事のほうには大臣の認定権限をくださいというようになるのですけれども、北総研のほうの設備などに対する人員、お金を国に求めても、それはたぶん特区の提案ということではなく、道が独自にやらなければならないことなのだろうと思うのです。

国の機関で仮に性能評価をやっていて、道の機関がその性能評価の仕事をもらうということであれば、人もお金も国からくださいということになるのですけれども、今回の場合は、大臣の認定の権限ということになりますので。

(井上会長)

今のところは、私が誤解していたかもしれないです。

このあたりのところは、基本的にどうするかというところを委員の皆様方から一つ形をつけていただきたいと思います。これは、それぞれの委員の先生方が言及されましたけれども、元々提案のあった部分とは、今、こうやって流れていこうとしているところとはかなりずれてきているということの認識でいいわけですね。

つまり、ここの表でいえば、元々提案者というのは右側の部分を押ししていたのだけれども、前回の、あるいは今日の一部の議論を取ってくると、どちらかというと左側の枠組みの中で議論を組み立てていったほうがいいのではないかなという感じですね。

さらに、ニーズ等々の調査がありましたけれども、中には、前回の委員会における当該部署の対応のニュアンスが伝わってきたのだけれども、今日は、誰も来ていないわけです。今日、出てきた意見をベースにして、次のステップで整理案にいきましょうとか、あるいは答申案にいきましょうというのは、彼らが反対すれば私たちは引っ込めるわけではないのだけれども、全く彼らの意見、あるいは意識というものを聞かない中で結論は出せないのです、今日ここで出てきたそれぞれの、私の意見はともかくとして、3人の先生方から出てきた意見というのを正確に当該部署にお伝えいただいて、そして委員会の中では厳しい部分もあるかもしれないけれども、できるだけ前向きに道民の視点に立った形で検討してもらえないかと彼らにきちんとした答弁を求めて、それで若干の議論をして、整理案・答申案という方向にいける部分があるかどうか。いけるのだったら速やかにやっ

ていくということしか今日はやれないのではないですか。

(河西副会長)

前回の建設部の方々のお話だと、内装材等に関しては、需要はあるのではないかとことはおっしゃっていました。

たとえば、国土交通大臣からこれらの認定権限をいただいたときに、もしかしたら木を使った内装材で耐火・防火の検査は道総研でできて、その認定まで道内でできる可能性というのはあるのではないかと考えています。

今回出てきた案を、石膏ボードをはじめとした他の建築材料とホルムアルデヒドに関しては、太田委員がおっしゃったように要望はあるのではないかとというようなところで、是非ともそのあたりの話を建設部から伺いたいと思います。

それと、大切なのは、菊池委員がおっしゃっていた道の政策として森林産業をどうするか。それに関わる住宅産業というのが森林産業の一つの出口になるわけなので、そのあたりの経済政策とも一緒に考えたときに権限を移譲してもらおう。それに関わるコストで権限を移譲してもらったあとのコストと比較をしながら検討していったらどうかと思います。

したがって、今日は、会長がおっしゃる通り当該部署の方がいらっしゃらないので、次回で結構だと思います。今後の議論の仕方としては、是非、建設部の方といろいろと議論をしていきたいと思っています。

(菊池委員)

今回の議論については、木造建築物を非常に理解しやすいテーマでもある。分野別審議の中では、「高層木造建築物の性能評価に関わる認定権限の移譲」となっているのです。我々がここでディスカッションしているのは、実際はこのことではなくて、森林などを背景とした木材や建設物に対しての地産地消の推進というようなこと。要するに、これを言われた方のアイデアは、そういうところに根本の思想があるのではないかと理解したという議論の推移になっていると思うのです。そのようなことで河西副会長の言われたような展開になっていると思うのです。今までの展開とは議論が少し違って、その人の根本を理解しようとしたという流れになっていると思うのです。

このやり方は、重要ではないかと思っています。旅行業の話も比較的似たようなもの。一つの案件を標準化するといいですか、消化してあげて、その周辺のものを付加して提案を補強していこうというような感じの議論のやり方は有効だなと思っています。

今までとは違うかなと思いました。

(太田委員)

菊池委員とほとんど同じなのですが、審議状況として、タイトルとしては高層木造建築物云々とありますが、全く違ってしまい、性能評価の権限の移譲というようにタイトルごと性格上変わってしまうのですが、今後、議論するタイトルから性格が変わるということで進めていって良ければ、そちらのほうで集中していきたいと思うのですが。それは、大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

皆さんがよろしければ。

(井上会長)

それは、ここで決めればいいことなので、それはかまわないと思います。

菊池委員が言われたこととは、主旨は若干違っているかもしれませんが。要するに、これまでの、最初の委員会の中でも、かつて積み残していたとか、あるいは本棚に入れたものを時代の流れだと

か、似通ったものが出てきたというようなところで、元々最初に出てきたものとその後になって出てきたものをうまく整理していきながら、最初に出てきたNo.1とは少し違ったような形でやっていくというのは、手続き上この委員会で認めてきています。これは、特段問題ないと思います。

さらに太田委員が言われた部分についていえば、どのような形で案件を取りまとめていくかというのは、全ての責任も権限もこの委員会の中にあるので、委員の先生方の中でそれを、タイトルそのものを変えていく、全面的に変えていくというのは、この委員会で決めていかればよいことだと思うのです。

ですから、これも認定権限ですとか設定権限ですとか、ここに出てきているのは設定権限の移譲という形で出てきているけれども、最初の部分は、若干違った形でも、知らないうちに少し変わってしまったという部分もあるのでそれはかまわない。

つまり、それをやっていく段階でというのは、道民の意見をボトムアップであげてくるというところが柱なのだけれども、その中で庁内提案ということもある。議員提案、委員提案というのものもある。これまでも委員提案というのを何件か紹介してきたのですが、少し変わってしまったといったら、変わってしまったのは結局この委員会での提案という形で受け止めていかればよいと思うのです。

要するにニーズがあるかどうかという、多いか少ないか、ペイするかどうかというのは、これは今後皆さん方がどのように考えられるかということ。道民提案というのは、必ず誰か道民がこうしてくれよというように言っているわけで、よほどの支障がない限りは価値観だとか評価ということは抜きに、とにかく審議する。今でもできるのだけれども予算がついていないだけだとか。あるいは、今でもできるのだけれども政策としてやっていないというようなもの以外のところは、基本的にはあげていく。

積み残している部分というのは、いくつかあって、例えばカジノなのです。カジノをやればよいという話と、一方、治安はどうなるんだ、社会不安はどうなるんだというようなところがある。結局、やろうというようにして提案をあげてきている人たちがいれば、ここでは基本的には、答申にした後にどのように道議会で扱うかどうかというようなところがある。これは、1年間何件だからやっても効果はないという話ではなくて、1件でもそういうニーズがあれば突っ走っていくことが基本なのは基本なのです。

そのようなことで、今のところの結論の部分は、先程言ったとおりです。

要するに、当該部局が今日のご臨席されていないので、事務局から正確に今日の議論を伝えていただいて、基本的にそういう提案があり、庁内提案であったけれども、もう委員会の中でそれをやってみようという話になっているわけだから、それを反映するように取り組んでいただくように伝えていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次にいきましょう。

「北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲」について事務局から説明をしていただけますか。

(事務局)

前回の委員会では、都道府県議会議員の選挙区の設定に関しまして公職選挙法上のルールですとか、北海道議会や全国都道府県議会議長会から国にどういう形で要請しているのかといったことを説明いたしまして、委員の皆様にご議論をいただきました。

その結果、「その地域のことはその地域に住んでいる住民の方々が決めていく」という自治の基本的原則からすれば、議会議員の選挙区の設定権限は非常に重要なものであり、引き続き検討していくべきとのご意見をいただいたところであります。

こうした経過を踏まえまして、今回は、このアイディアについての背景、更には、提案内容など

をポンチ絵の形で整理してみました。それが資料3でございます。

以下、資料3に基づいてご説明いたします。

まず、現状の欄です。都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法に定める一定の基準の範囲内で、都道府県議会が定めることとされている。公職選挙法に定める一定の基準とは何かということで、特にポイントとなります基準を3点記載しております。

1つ目は、選挙区は振興局、または市の区域とすること。従いまして市と町村という組み合わせですとか町村同士という組み合わせはできないことになっております。

2つ目です。選挙区の人口が一定基準を下回った場合には強制的に合区。つまり、人口減少が進む振興局や都市などは、単独で選挙区を持つことができなくなるということでございます。その場合は、隣接する他の選挙区と統合しなければならないというものでございます。

3点目としまして、各選挙区の議員の数は人口に比例する。人口の多い選挙区は、議員定数が多くなりますし、人口の少ない選挙区は、議員定数が少なくなる。非常に基本的なルールでございます。

ただ北海道の場合、過疎町村の多い地方の選挙区では、広大なエリアにも関わらず議員定数が1というところもございます。一方、都市部では、人口が集中している選挙区では、狭いエリアではありますけれども定数が4とか5という例もございます。このように単純にエリア、北海道地区に議員定数エリア分布だけを見れば、かなり偏在している状況にあるということでございます。

そこで、課題の欄です。都道府県がそれぞれの地域特性に応じて主体的に選挙区を設定できる制度となっていないということです。

こうしたことを背景としまして、ではどういう姿を目指していくのかということで、目指すすがたのところに記載いたしました。

地域が主体的に選挙区を設定できる仕組みの導入ということで整理いたしました。

そして提案の欄でございます。公職選挙法に定める一定の基準に縛られることなく選挙区を条例で設定できるよう権限を移譲ということにいたしました。

つまり、現在選挙区の設定単位は、振興局や市の区域とされているという実態、人口が一定基準を下回った場合は強制的に合区する。こういった基準に制限されることなく北海道独自に、たとえば面積ですとか市町村の数、生活圏ですとか交通事情、こうした北海道という地域の特性を考慮した定数の配分や選挙区の設定ができるようにするため、権限を求めてはどうかという内容でございます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきましてご審議のほどをよろしく願いいたします。

今回出てきたのは、前回の審議から何を経てこれが出てきているのでしょうか。前回もこのような説明があったのではないかと考えていたのだけれども。

(事務局)

基本的に同じです。もう少し詳細に話したということです。

(井上会長)

これは、まだ整理案ではないですね。整理案の形に近いけれども。

(事務局)

極めて整理案に近いのですが、今回は分野別審議の中での資料の提出ということです。

前回は、これに加えて、今、国のほうで公職選挙法の改正を考えていて、臨時国会に出す方向で検討が進んでいるようです。その改正案の内容も合わせて説明させていただいたということです。

(河西副会長)

前回に関しても、権限の移譲というのは比較的シンプルだったのです。

それで、こういう方向で進めてくださいということを踏まえて出てきたのが今回の現行と権限移譲後のやり方で、具体的にどこをどう権限移譲していくかというのが出てきたのだと思います。

前回は、委員の中で審議をした結果、特に大きな問題はなくて、これのどこをどう変えてやっていこうかという話で終わったと記憶しております。

(井上会長)

では、これを基にして、どうしますか。

(河西副会長)

これを進めていったらいいと思います。

(井上会長)

では、次回整理案というところにいきますか。

よろしいですか。

ただ、僕は、言葉あたりを考えなければいけないのではないかという気がしているのです。

片方では、道議会のあたりでも、これを国に要求していくという別な動きがいくつかあるわけで、それらがあるからこれをやるわけではないのだけれども、ある程度これを特区として認めるという取り扱いで霞ヶ関が方向性を出すのかどうかわからない。別個にやってしまう可能性だってある。

提案のところで「一定の基準に縛られることなく」というのは、これは強すぎないですか。

一定の基準の例というのは、それほど現状でも例がないわけで、北海道の特性というのは、先程言った過疎地に一人の議員が割り当てられていることがいいのかどうかというのは、また別のところの議論である。

これを、とにかく住民参加型の自治ということで「自分たちのことはとにかく自分たちで決めさせてくれ」というところが根幹なのです。

一定の基準というのは、それほど間違っているわけではなくて、下の方に書いてある北海道の地域特性を活かす形でというようにうまく組み合わせていかればいいのかと思っております。

菊池委員、どうぞ。

(菊池委員)

まさしく会長のおっしゃる通りだと思います。

私が思ったことは、十勝を例にした言い方をしますが、市があつて町村があります。十勝であれば真ん中のあたりです。

今のような地勢状況を考えると、あのあたりから2名出てもいいのです。そういうところがたくさんあるのではないかと思うのです。

そのようなことでも、ここで決めた後に細かく言い出すと、選挙区の話は大問題になるだろうなというような気はします。その地勢を踏まえたということを考えると、もう少しやりようがあるのだろうなというような気がします。これを見せていただいてから非常に強く思っております。

ここのところは、それこそ課題のところで書かれたものが反映できるような文面がいいなと思い

ます。

(井上会長)

結論からいくと、これは、道州制の基本なのです。

これがなくて道州制の権限を移譲してもらっても、本当に道民のためになるかどうかはわからない。ただ、これをもったからといって、我々ができるのは、道議会で決めるわけで、道議会の先生たちもわからないけれども。

もっと大きな問題は、あと30年、35年ぐらいしたら札幌市の人口と札幌を除いた北海道の人口は一緒なのです。そうなってくると人口割りといったときに、札幌市の議員の数がやたらと多くて、他のところは削られる。

色々な問題が出てくるのだけれども、この委員会の場で権限移譲のところの議論をする部分ではないので、そういったことは権限移譲をされた段階できちんと道民、あるいは道議会に、あるいは道庁で考えていただく。

(事務局)

今まで道州制特区の提案というのは、あれをこうしたいのでこういう権限をくださいという提案だったのです。

これに関しては、具体的にどうしたいというのはないのだけれども、とにかくこういうのは地域で決めることなのだという、その一点で国に提案するしかないのかなと思っております。

(井上会長)

ということは、後ろのほうの説明の紙は見ないのだね。

これは、速やかに整理案、さらに答申案に近いものということでやっていただければと思います。

では、先に進めてまいりたいと思います。議題(2)答申案についてということです。2項目があがっております。2項目とも既に整理案の形で答申に向けた実質的な審議は終えております。ですからこの場では、答申の最終形として決定したいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料4です。第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲に関する答申案。また、資料5です。商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化に関する答申案につきましては、いずれも前回の委員会におきまして整理案としてご審議いただき、ご了承いただいたものから変更等はございませんので、このまま答申案としてよろしいかお諮りさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(井上会長)

いかがでしょうか。

(河西副会長)

前回の審議では、実質的には言葉の変更とか修正、その程度だったのです。それ以外に委員の皆様の見が出ていないので、前回の整理案の修正部分を今回確定して出されてきたので、答申案として認めてよろしいのではないかと思います。

詳細に関しては、今まで随分議論をしてきたので、ほとんど出し尽くしていると思っております。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

これは、1年余り、もっとかかっていますかね。

河西先生がおっしゃられたことでこの場の結論は出したいと思うのです。あまり手元に置いておくと、また状況が少しずつ、前回の場合も3月か4月頃に函館あたりの動きがあるということで、しばらく議論をペンディングしたりしてきたので、速やかにあげる形になっています。

ただ、社会情勢、あるいは政治の状況は随分変わってきているので、そのあたりの法律、あるいは政策の変更等がこれに抵触しないのかどうかを注視して見ていただければと思います。

よろしいでしょうか。

では、次に資料5に基づいて答申案を、商工会議所の一元化に関する答申案について説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5の商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化につきましても前回におきまして整理案としてご審議・ご了承いただいたものに変更等はございません。

資料4につきましては、前回一部変更がございましたけれども、資料5につきましても内容等の変更はしておりません。

よろしく願いいたします。

(井上会長)

先生方からご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思います。

ありがとうございました。

では、現時点において答申案ということで確定させていただきたいと思います。今後、前例と同じように状況の変化が、最終的に知事への答申をまとめ上げるときに、これが文になりますので、変更等がないように流れを注視しておいていただきたいと思います。

では、とりあえず、固まっているのはこの2本ですね。

これは、知事に対して今後とりまとめていく答申と合わせて、最終的に時期をみて知事に答申をしていただきたいと思います。

では「(3)次期委員会への申し送り事項」に入ります。

本委員会は、道民アイデアをベースに答申・提案に向けた審議を続けてまいりました。この2年間でどのような道民アイデアが寄せられ、どのように検討を行ってきたのかというのを本日3期目の任期の最後の時点で一旦総括をしておき、その後、私、会長の試案として次回委員会への申し送り事項(案)を用意しておりますので、これを叩き台にして委員の皆さん方からご意見をいただきたい。そして、今期から次期への委員会へと引き継いでまいりたいと思います。

それでは、事務局から過去2年間、本委員会で議論してきた内容等について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、第3期の委員会がこの2年間にわたり第6回の答申に向けて行ってきました提案検討の状況などにつきまして事務局で参考資料1と2に整理いたしておりますのでご説明をいたします。

第3期委員会では、平成23年12月から本日までに計12回の委員会を開催しております。12回の開催状況につきましては、参考資料2のほうにまとめてございます。ここでは詳細なご説明は割愛をさせていただきますので、後程ご確認をいただければと思います。

平成24年5月30日開催の第47回委員会から第6回の答申に向けた実質的な提案検討がスタート

し、そして今日に至っているということでございます。

それでは、参考資料1をご覧くださいと思います。

まず、道民提案の検討状況についてです。計47項目につきまして検討を行った結果、このうち41項目につきましては一旦検討を終了するというようになっております。しかし、これは、いわゆる本棚にしまっておくということございまして、将来の情勢変化などを踏まえた再検討の可能性の余地を残しているということでございます。

また残る6項目でございますけれども、保留をいたしました1項目を含めまして、第6回答申に向けて継続審議中という状況でございます。分野別の内訳など、詳細は一覧表でご確認いただければと思います。

次に庁内提案の検討状況についてです。前期委員会からの継続案件でございました特区理学療法士・作業療法士の資格の創設ということにつきましては、事業化の実現性が乏しいといった理由で一旦検討を終了するということといたしております。

この他には、テーマごとに提案を検討していこうという考え方から、バイオマス分野に着目をいたしまして関連する6項目を審議いたしました。

それぞれに課題が多いといった理由などから、結局6項目全てについて一旦検討を終了させていただくということになりました。

また、道州制特別区域計画を更新する際に国が行いました評価でありますとか、その際に道のパブリックコメントに寄せられましたご意見等を契機にいたしまして、移譲済み4事務に関連いたします、また類似をいたします5項目について検討を行ってきたところでございます。本日ご審議をいただきまして答申を確定していただきました商工会議所法等に基づく定款変更の認可事務の一元化が一つでございます。

前回の審議で鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務を審議いたしましたが、こちらについては一旦検討を終了ということで結論を得ております。

残る3項目につきましては、国から地方公共団体の事務・権限の移譲等の本年末に向けた動きを見極めてからといった状況でございます。

最後に2番目の道民提案の募集結果でございます。

平成19年3月から現在までに計426件の道民提案が道に寄せられております。1回目から5回目の各答申、また6回目の答申に向けて、それぞれに分割して検討本数を内訳で整理をいたしますと、一覧表にあるようになるということでございます。

先程ご説明したとおり、この委員会では、今まで47件の道民提案を審議し、一通りの検討を終えたとしております。残っている21件の未審議案件につきましては、次期委員会におきましてこの後の答申に向けた検討を行っていただくこととなります。

私からの説明は、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から参考資料1・参考資料2に基づき過去2年間の本委員会の検討状況等について説明がありました。

ただ今の説明等々につきまして何かご意見、あるいはご質問があればお出しいただきたいと思います。

(河西副会長)

先程、井上会長もおっしゃっていたように、答申案ができて、ある程度本数がまとまるまで手元に持っている。その間に時代が変わってしまっていて、結果としてあまりインパクトのないものになってしまう。そのような懸念をおっしゃったかと思えます。

道民提案、それから庁内提案に関しても、迅速に審議をして、それを答申にとりまとめていくのか、そうではなくて整理をしておくのか、そういった迅速な審議をしていくことによってきちんと道民の方々の関心も引きとめられると思います。また、我々の委員会が答申する内容にインパクトを出すことは可能だと思いますので、是非ここにある道民提案・庁内提案を大切にして迅速に審議を進めることを考えていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

第6回答申というのは、結構提案はあがってきていたのですね。あまり実感はないのだけれども、特に団体が結構、審議済みと未審議で39件。庁内提案は、ここに入っているのですか。

(事務局)

庁内提案は、道民提案の中に入っています。

振興局などを通じて寄せられたアイデアは、団体扱いにして入れています。本当に庁内の部局あたりから個別に、先程の理学療法士のお話をしましたけれども、ああいうものはピンポイントで庁内提案として上がっており、そういった経緯はいくつかございます。前回、第5回の答申のときもアウトドアの事業者による自家用有償旅客送迎でしたか、あれなども観光局のほうからピンポイントに提案があったので、こういったものは庁内提案として別枠にいたしております。

(井上会長)

他の道民提案でも、市町村提案というものも結構あるのですね。

たとえば、この時期に、第6回答申の期間に全部審議済み、未審議を入れると68。従来に比べると随分件数としてはあるのですね。

(事務局)

件数はございますが、前にもやりましたが、たとえば自動車の速度制限緩和の話ですとかは、ああいったものが5本ぐらいでまとまってくるとか。カジノも出ていますけれども、昔にやったもので、そういったものの重複も出てきていることも事実なので、そういったものも含めると本数のわりには少ないのではということもございます。

(井上会長)

とりあえず河西先生からお話しのあった部分は、次期委員会への申し送り事項というところで、今後の委員会をどのようにして運営しますかというようなところの私自身の感想を含めた部分を書いております。

それで、ここの部分はどのように改めていったほうがいいのかというようなところで一つ河西先生が整理されたところを、今後出発点できちんと整理して、新たな出発ができるようにされたほうが良いと思います。

いずれにしても、申し送り事項は、簡単に要点だけ読みます。

我々にとっては、特に反省文でもあります。それを、どうしてこうなんだというようなご批判もあるだろうし、このあたりをどのように変えていけばというところもおありになるだろうと思うので、申し送り事項の中でそういう部分を改めて追加するということは十分可能なので、そういう観点から説明を聞いていただければと思います。

昔は、あまりなかったのですが、途中の段階から、先程言ったカジノが起点だったと思うのです。委員会では、結論が出せなくて、最初は、やりましょうという話だったけれども、色々な問題もあ

るのではないかとということで、一番主張をされていた地域の商工会議所の専務理事を呼んで、その市の市議会等でカジノ推進ということを決めていただければ我々はやりますよというようにした。その段階では、まだ商工会議所の段階だった。市議会できちんとした対応、そこには地域の人たちの意見、お母さんたちの意見、子どもたちの意見を反映した形で地域でとりまとめてくださいと言ったら、まだそこまではいっていませんと言われて、その後それをどうするかということで次回この検討委員会で検討していただくようにということで、まずメモを残しましょうというところから始まったような感じです。あまりこうやって格式めいたものではなかったのです。

それはそれとして少し早口で順を追っていきたいと思います。全部そのまま読むわけではありません。

1、総括的な事項です。1から6までの6つの事項について本委員会でスタート直後に審議し、更新を行った現在の道州制特別区域計画を基本的なコンセプトに、これまでの本委員会が引き継いできていた考え方などを踏襲することとしながらも、最近の情勢変化に対応できるよう新たな視点を加えたということであります。

具体的には、(5)に提案の視点についてということがあります。本道が直面する喫緊の課題としてTPP問題やエネルギー問題の解決を新たな視点として付け加えるとともに、以前に本委員会と内閣府の間で意見交換を行った際に指摘があったことを踏まえ、改めて国から道への事務・権限の移譲を基本として提案検討を進める必要があることを明記させていただきました。

また、本委員会の審議を進めていく中で、度々審議の時間が足りない、もっと効率的に審議を進められないかといった主旨のご意見もあったことから、今まで以上に効率的な審議ができるよう行動すべきとの申し送りをここで付け加えます。既に今日あたりは、一部改善されていて、私も気になった部分、毎回前回の要約を逐一やる必要があるのかどうか。あれだけで5分ぐらいは使っているのです。概要版を最初の1ページに加える。これは、前回の委員会で出てきたのだろうと思うのですけれども、そのような工夫を是非進めていただきたいと思います。

次に、個別の事項です。ページの中程から、個別の事項です。今期の委員会は、第6回答申に向けた審議の途上で、次期委員会に引き継ぐこととなりますので、ここでは確実かつ円滑に議論が引き継がれますように継続審議となっている検討項目のタイトルを明記し、次期委員会で取り組むべき審議内容を詳細に記した上で、一定の答申本数がまとまった時点で知事への第6回答申を行っていただきたいという意味で申し送り事項をまとめさせていただきました。

なお、その個別の事項については、本日の委員会において審議状況に進展があった部分もありますので、事務局で審議委員会を踏まえて本案を一部修正した上で次期委員会に引き継ぐことにしたいと思います。

先程、参考資料1のところで聞きましたけれども、第1回のところに、参考資料1の一番下ですが、最初のときには248件の駒があったのです。そしてそれ以降も本数としては40件とか、今よりは若干少ないのだけれども、最初の部分の積み残しがあったので、議論すべき案件というのは道民提案としてたくさんあったのです。だからやりやすかった。

しかし、月を追って日を追って、昔は報道席というものがあっただけだけれども、今日は0というようなこと。だんだん道民の皆さん方の関心が後退してしまって、このような道民提案というような形があがってこない。私自身が元々考えていた、そして道民提案を柱にするということになっていた部分は、どういうことかということ、上から下への、要するにトップダウン的な道州制ですとか地方分権ですとか住民参加型の自治というのは、なかなか根付かない。これは、色々なことをやってきてわかっていたので、ボトムアップしないといけない。

だから、自分たちの生活が非常に不自由だとか、何か問題があるといった日常的な部分も含めて道民の皆さん方にあげていただく。そのあげていただく中で地域の人たちが考え、個人が考え、道庁とのやりとりで考えるというような形で、上手くいっても上手くいなくても、それぞれの地域の主役の道民の皆さん方が自分たちの地域を自分たちでどうしよう、小さな芽であってもどうしよ

うという気運が生まれてくればということであった。それを大事にして道民提案になる。

それが、なかなか発掘ができない。

いかにして道民の関心を振興するか、要するに耕すか。これをもう少し考えていただければと思うのです。

最初の頃は、知事なども熱心で、1回目は函館でやったというのはこの委員会ですよね。この前の委員会ですか。

(事務局)

この委員会ができる前だと思います。

(井上会長)

道州制特区推進道民会議のときですか。

とにかく地方には出ていたのです。私とかHITの五十嵐さんとか、谷さんですね。大雨の降る日に函館に行って、それで道州制の議論をしたのです。あのときは、バラバラに行ったのですね。そこそこの金はかかるのです。会場は、あのときはホテルか何かでやったのだと思うのだけれども。そのようなことで何か関心を引き付けようというような手立てというのは、工夫はあった。

しかし、その後、説明会というのは、沓澤さんといいましたか、今、水林部長か何かをやっている。あの方と一緒にやっていたときには、浦河や釧路に行ったのです。釧路などはほとんど集まらなかったのだけれども。このような形も一つなのだけれども、私はうまくいったとは思っていないのだけれども、何らかの形で道民の関心は繋ぎ止めた。その中で意見を提案してもらおう。どんな提案でもいいのです。これに引っかけからなくても自分たちの地域をよくしようというものであれば。これは私の感じですが。

そのような工夫がないと委員会の運営、私以外の3人の方は残られますが、厳しいと思うのです。要するに料理する魚がない、野菜がない。それをどうやってするか。

私たちは、委員会提案ということで五十嵐さんがいつかおやりになったりしたのだけれども、このようなものでもやっていかなければいけない。議論するといっても議論する駒がない。このようなことになるので、皆さん方、特に事務局が関心を持たれておやりになっていただきたいと思います。

きつuitと思います。皆さん方もきつuitと思います。委員の皆さんは、もつときつuitと思います。要するに、一人の人間の限りあるところだから、いくら頑張ってもそんなにたくさん俎(そ)上に乗せるテーマが上がってくるわけではない。テーマがあがってこない委員会を開いても何も機能しないということなので、最初の駒を増やすということだと思います。

色々な方と話し合ったことがあります。大学で講座をやろうとか。やったことがあるのだけれども。この委員会ではないけれども、同じような委員会で。そのようなことで何らかの工夫というのは、皆さん方の知恵の中にあると思うので、是非やらないと回っていかない。そういう意味では私の最初の頃は随分ラッキーだったと思う。

ラッキーだということは、先程、河西先生もおっしゃっていたけれども、テーマ性があったのです。これが最初にできたとき、皆さん方にそうしてほしいという話を言っているわけではないけれども。ほとんど、9時10時頃までやったのです。それを皆さん方に言うと、それだったら委員をやめますと言うのがあるかもしれない。それぐらいの気運があった。

ここが使えないから赤レンガ庁舎でやっていたと思うのです。

(事務局)

当時は、月2回やっていました。

(井上会長)

それは、知事から発破がかかったのです。知事が中央と向き合ったということで。それはそれとして何があったかという、話題性があったのです。

そのときあったのは、苫小牧の牛肉偽装事件です。あれは、道庁に責任がある。あれは農水のほうに言った言わないの話があったのです。

要するに、国は道庁に説明したじゃないかと言うから、あれはあがってこなかった。それだったら道で責任を持って権限移譲はやりますと要求したことがあったのです。でもマスコミは、みんな偽装事件、偽装事件で、毎日、新聞に出ていれば道民の皆さんは関心を持つわけです。だからやりやすかった。

それと合わせてやったのは、北見の水道管の断水事故です。北見の人口は、12万人です。給水人口が5万人以上になると国の管轄になるのです。だから北見の上水道は、国の管轄なのです。霞ヶ関から技師などが来るまでは、あそこで何もやれないわけです。そのようなことでは困るからということで道に権限を移してもらった。

先程、お金は大丈夫ですねという話をしたのは、水道法の監督権限の移譲の交付金は73万円でしたか、そんなお金しか1年間に予算をつけてくれないのです。権限は、欲しかったからあげた。金は自分たちでやれよというような発想が絶えず出ていた。

さらに千歳空港だとか免税のところをやってくると、このようなところもあったのです。

ニセコあたりのところの民宿でつくった果実酒が出せないとか、そのようなところもあったのだけれども、千歳空港の免税、あるいは道内での観光客に対する免税、空港の一元化。地方空港の赤のところは、中央空港なので道が先に立って千歳空港を抱えて、そして全体を仕切りますというの、これも何があったかという、かなり議論をしたのは、情報が出てこない。千歳空港、何々空港、女満別云々のところの財務収入が出てこない。損益決算書が出てこない。一元管理したのだけれども、どういう形で運営していったらいいのかということが我々自身描けなかった。そして国からも、やめておけとバシッと切られた。そのようなことがありましたけれども、話題性が周りにあったのです。

でも、今、話題性といっても、ワーストと盛り上がるけれども、スーッと下火になる。そのようなところで目玉になるものがなかなかない。こういうところの厳しさもあるのだらうと思います。

その厳しい中でどうやって道民提案ですとか団体、あるいは庁内提案、委員提案をあげてくるのかは、これからの委員に対しては事務局を中心として、河西先生を中心にしてまとまっていかないとだめだと思います。

この道州制の議論というのは、国から道へ議論で道州制の話をしているのです。しかし、道においてきたとすると、片方で道の権限を各町村に移譲していかなければいけない。今3400ぐらい、3000いくらかある権限を道から市町村に移しているわけだけれども、ここの人たちは、権限はいらないというわけです。それは、人員がどんどん減っているわけだから仕事の量だけがバツときても手に負えない。おまけに専門知識でしょう。道民がなかなかのってこないというばかりではなくて、各自治体の方々がクラッとくるような、全国町村会は道州制に背を向けているわけだから、なかなか厳しいものがあるということです。

目玉があるとかメディアに脚光を浴びるというよりは、私自身は、このようなことを通して、地道であっても道民の一人ひとりが自分たちの地域は自分たちでつくっているというきっかけになればいいということに自分自身納得できる材料をおいてきたのです。

(事務局)

あの頃、道州制は、今よりは、北海道内では盛り上がっていたと思うのです。

3.11の震災を契機に国が責任を持ってああいう大規模災害については対応すべきではないかというような考えが市町村を中心に多くを占めるようになってきているのかなという気がします

(河西副会長)

今、井上会長がおっしゃった地方に出てやるということは可能なのですか。  
たとえば TPP の問題だったら、菊池委員の地元である帯広あたりで一度。

(菊池委員)

やりたいと思いますね。

(事務局)

意見交換のようなものを、それは検討していきたいと思います。  
前も旭川へ行って市民の方に集まっていたいただいてやったことがあります。

(菊池委員)

十勝の農業者は頑張っていて、6次産業云々ということでやっております。

恐らく、先程来会長がおっしゃったように、専門家、専門知識を持った人たちから聞かないとわからないような障壁がきつとあると思います。その方々は、農業のプロです。だからこういうことに困っているのだけれども、行政のプロではなくて、何々法第何条のこれですなということ指摘できないというようなギャップがあるのだと思うのです。そういう人たちが集まって一度話しをする場をつくれれば、結構色々改善して欲しいということは具体的に出てくるのではないかという気はします。恐らく十勝では、結構あるのではないかと思います。

是非ともそのときには、地域地域で担当を決めて回ったらいいのではないかと思います。

(事務局)

提案を審議というより道民のアイディアを集めるという意味で、そういう手法も可能なのかなというように思います。検討させてもらいます。

(井上会長)

草の根の意見をとりまとめるということは大事である。専門家というのは、ここに専門家が座っているけれども、そのところで議論をするから、その専門家というのは道庁のスタッフという人たちが、これまで私たちが使ってきた資料のように提案の問題、このことによって問題がどう解決されるか、現行の法律はこうなっていますよ、権限はこうなっていますよというようなところが整理されて出てくるので、それで吟味して議論をとりまとめて整理案、答申にもっていく。

ただ、最終的には、権限の移譲。そういうところで私たちは、途中で一時期規制緩和に流れたことがあるのです。しかし、本省からそれは道州制ではないだろうというようなところを言われて、ここは特区提案ということなので、なかなかそちらの方に結びつけていく仕掛けがない。いずれにしてもそういうことをやる。やってまもらなくても、道州制をやっているのだというようなところがわかればいいと思います。

この委員会が、何回かそうやって第1回答申、第2回答申、その場に出てくるものは、基本的には道州制特区提案というところがこの委員会の役割である。いつも、道州制とは何かということがぶれていくのです。

今度は道州制というところを議論しはじめると際限なくそちらの方にいってしまう。その中で出てくる現実的な対応の部分がここでの議題になるので、そのところは新しく入ってこられる委員の先生方も戸惑われる部分があるのかもしれない。

ただそれは、私がそう思っていたというだけの話で、新しい委員会は新しい委員会でやっていければ、そちらのほうが大事かもしれません。

道民提案の掘り起こしが無いとにつきもさつきもいかないですから。

(菊池委員)

先程会長がおっしゃられたことで、すごくわかりやすかったのは、委員会提案があったということです。タイトルが多少変更し、提案者のコンセプトを踏まえてタイトルが変わったり、内容を少し幅広にしたりというようなことをやられているというのを、是非とも申し送りの中に一行二行でも会長の言葉として入れておいたほうがいいのではないかと思います。

これがあるということになると結構、他人事で何かを判断する話と、自分たちでちゃんと考えましようとする提案というようなところで、本当はそれがわかりにくかった。どこかに書いてあればいいですね。

(河西副会長)

これまでいくつかの類似した提案が出てきていて、これとこれは関連した提案なんだというようなことが後でわかったりしています。それが、こういった委員会の審議の場で、もう少しこの視点を変えるとこのような権限移譲ができるのではないかという話ができると、結果として道州制特区の答申案に関してもより影響力のある権限移譲が可能になってくるのではないかと考えております。私も菊池委員の意見に賛成いたします。

(井上会長)

それは事務局の骨折りですね。努力してもらわなければいけない部分ですね。

今まで不都合があったという話ではなくて、結局、この表に出てきていた4百数十件の案件そのものの中で、未審議の部分があるけれども、基本的には全部目を通してきているのです。

その中で、要するに配布されている資料の中に時々あったこれは何年の第何回委員会で議論されたというようなものが結局そういうところから引き出されてきているわけです。

これとこれというのは新しく出てきたけれども、要するに、このようにドッキングさせれば違ったものが出てくるのではないかというのは、今日先生方のご議論された高層木造建築物の提案のところ。

私たちの委員会では、昔からボツということにしないで、表現は本棚に一旦しまっておくということが必要に応じて出していましようというようなやり方を最初からとっているのです。案件が増えてくると、手のついていない部分も結構あるのです。

(井上会長)

本当に道民の皆さん方と事務局との間の繋ぎ目の部分が委員の先生方の役目ですから、それは柔軟性を持っておかないと良い仕事はできないと思います。皆さん方、新しいスタッフの方々と一緒に頑張ってくださいと思います。

今、意見として一つ、菊池委員から出てきましたけれども、一行でも加えていただきたいと思えます。

それでは、(4) その他に移らせていただきます。

事務局から何かありますか。

(事務局)

それでは、事務局を代表いたしまして、私から皆様方に一言お礼のごあいさつを申し上げます。

11月5日をもって委員の皆様方の任期は、満了ということになります。井上会長、河西副会長をはじめ、皆様におかれましては、この2年間、合計12回にわたり特区提案に関しましてご審議いただき、誠にありがとうございました。

特に、井上会長におかれましては、平成19年7月からこの委員会設置以来6年にわたる長い期間、会長をお務めいただきました。大変ありがとうございます。

引き続き、提案検討委員会におきましては、新たに就任される委員の皆様方を迎え、今後とも道州制特区についてご審議していただくこととなります。今日お話にあったことが引き継がれるように事務局としてもしっかり取りまとめて引き継いでいきたいと思っております。

今後とも道州制特区の推進につきまして色々ご協力をいただきますようお願いをいたしまして、最後にお礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(井上会長)

私は、6年ではないのです。ずっとやってきて、中盤だけやっていないけれども、堀さんのときからやって。

その頃は、まだ大きな話をしていればよかったのです。道州制特区の下で、上書き権限、後出し権限をもらってやればいいのかというところの議論をやっていけばよかった。

その後、道州制特区推進会議、座長を知事がやったときで、各業界団体のトップの方々がお集まりになった。男は、後ろ向きなのです。経済政策、道州制というのは、割に合わないのです。そのときに女性の人たちが4人5人いたのです。確か湯浅さんもいて、何を言っているんだという話になるのです。金の話ではないだろうと。要するに、多少苦しくても自分たちのことは自分たちで決める。それで走りまわった。それでかなりエンジンがかかりました。

でも、いつも自分たち、今が一番苦しいというふうに言うけれども、たぶん、私はこの委員会が一番大変だと思います。皆さん方をもってすれば乗り越えられる問題かもしれないけれども、結局提案によって、買出しに行ったら野菜や魚を買ってこないとできない。委員提案には数に限りがあります。毎日毎日ポンポンあがってこないだろう。

少し原点に戻って組み直しをしたらいいかもかもしれません。

色々お世話になりました。

(全員)

どうもありがとうございました。